平成29年度第20回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:平成30年1月22日

担当部・課:健康部介護保険課〔内線2439〕

① 件 名

石巻市基準該当サービス事業者登録の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

網地島地区においては、訪問介護サービスを提供していた事業所が同地区へのサービスを終了したことから、訪問介護事業所の確保が課題となっている。

市内の訪問介護事業所に対し、網地島地区への訪問介護サービス提供についてアンケートを行ったところ、人員の確保が困難であるとの理由でサービス提供ができないという回答を得ている。

介護保険法に基づく介護サービスを実施するには、県の指定を受け実施することが原則であるが、介護保険サービス事業者の指定を受けるべき要件(人員、設備、運営基準等)の一部を満たしていないものの、市町村にとって必要とされ、一定の水準を満たす場合、市町村の判断でそれらのサービスを介護保険の給付の対象とすることができる。

【目的】

基準該当サービス事業者の登録を可能にすることにより、離半島地域について、訪問介護サービス事業者の確保を図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

介護保険法(平成9年法律第123号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成29年9月 市内の訪問介護事業所へアンケート調査を実施

⑤ 主な内容

【改正内容】

介護保険サービスを確保する観点から、離半島地域について、基準該当サービス事業者の登録を 可能とする。

※指定訪問介護と基準該当サービスの人員配置基準については別紙添付

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

離半島地域への訪問介護サービスの提供が確保され、市民の福祉の向上が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

基準該当サービス実施保険者数 264(平成28年4月1日現在)

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年3月 「石巻市桃生地区基準該当サービス事業者の登録に関する規則」の一部改正を実施し、題名を「石巻市基準該当サービス事業者の登録に関する規則」に改める。 (平成30年4月1日施行予定)

9 その他

平成17年の合併前から、桃生地区においては基準該当サービス事業者の登録を行っていたが、 平成28年4月以降基準該当サービスの登録事業者なし。